

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和元年 8 月 2 1 日

夕張市長 厚 谷 司

## 1. 入札物件の概要

以下の物件を入札に付し、売り払う。

物件番号	物件名	初年度登録	走行距離 (km)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
1	消防ポンプ自動車	平成 5 年 9 月	10, 337	100, 000	10, 000
2	はしご付消防ポンプ自動車	平成 12 年 11 月	4, 253	200, 000	20, 000

※ 詳細は別紙仕様書のとおり

※ 走行距離は動作確認等のために多少増加する可能性があります

## 2. 入札方式

ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続き及び方法について、別に定める夕張市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）に従って行う。ただし、共同入札による方法は行わない。

## 3. 一般競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者（未成年者、被保佐人または被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 夕張市暴力団排除に関する契約措置要綱第 3 条に規定する別表第 1 の措置要件に該当しないものであること。
- (4) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しない者であること。
- (5) 市が行う一般競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (6) 前記(3)から(5)までに該当する者の依頼を受けて入札に参加していないこと。
- (7) 日本語を完全に理解できること。
- (8) 市ガイドライン及びヤフー株式会社が定めるヤフオク！に関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができること。

- (9) 4によりあらかじめ一般競争入札への参加申込等をした者であること。
- (10) 当該物件の売払いに関する事務に従事する夕張市の職員でないこと。
- (11) 財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有している者。

#### 4. 一般競争入札の参加申込等に関する事項

##### (1) 参加仮申込み

入札に参加しようとする者は、令和元年9月3日(火曜日)13時00分から9月19日(木曜日)14時00分までの間に、あらかじめ売却システムを利用して参加仮申込を行わなければならない。なお、申込みに当たっては、クレジットカードによる入札保証金の納付が必要となります。

##### (2) 参加本申込

上記(1)による参加仮申込みを行った後、次に掲げる書類を市に提出(持参、若しくは郵送)しなければならない。(持参の場合は、申込締切日である令和元年9月19日(木曜日)14時00分まで、郵送の場合は令和元年9月19日(木曜日)消印有効。)

なお、必要書類は夕張市消防本部ホームページ(<http://yubari-hokkaido.jp/>)からダウンロードすること。

##### 【提出書類】

- ① 公有財産売却一般競争入札参加申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)
- ② 誓約書(様式第2号)
- ③ 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書(平成30年分)の写しまたは原本
- ④ 住民票抄本(参加者が法人の場合は商業登記謄本)の写しまたは原本
- ⑤ 印鑑登録証明書(参加者が法人の場合は印鑑証明書)の写しまたは原本
- ⑥ 法人役員の一覧表(様式第3号)(参加者が法人の場合)

※ 代理入札の場合は上記に加え、委任状(様式第4号)及び代理人(受任者)の印鑑登録証明書(または印鑑証明書)及び住民票抄本(または商業登記謄本)の写し又は原本が必要です。

##### (3) 提出書類の提出先

〒068-0534 北海道夕張市清水沢宮前町20番地  
夕張市消防本部総務課管理係

##### (4) その他

- ① 申込み等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- ② 提出された申請書類は返却しない。

#### 5. 契約条項を示す場所

夕張市清水沢宮前町20番地 夕張市消防本部総務課管理係

#### 6. 下見会を行う場所及び期間

下見会に参加を希望する者は令和元年9月19日（木曜日）14時00分までに夕張市消防本部総務課管理係まで電話で予約すること。下見会に参加しなくても入札に参加できるが、車両の現況を把握したものとみなす。

(1) 連絡先

夕張市消防本部総務課管理係

電話 0123-53-4121

(2) 場所及び期間

現地説明を行う日時	期間：令和元年9月3日（火曜日）から令和元年9月19日（木曜日）までの平日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律により定められた祝日を除く） 時間：午前9時から午後5時まで
現地説明を行う場所	夕張市消防本部（はしご車）、南部分団詰所（ポンプ車） ※詳細は予約後に通知します。

## 7. 一般競争入札等の場所及び期間

(1) 場所 売却システム上

(2) 期間 令和元年10月4日（金曜日）13時00分から  
令和元年10月11日（金曜日）13時00分まで

(3) 開札 令和元年10月11日（金曜日）13時00分から

## 8. 入札の方法

(1) 売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は一度しか行うことができない。

(2) 持参及び郵便等上記(1)以外による入札書の提出は認めない。

## 9. 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、市が定めた入札保証金を指定された納付方法（クレジットカード払）により納付しなければならない。

(2) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書（様式第5号）の提出により契約保証金に充当する。

(3) 落札者が、市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は夕張市に帰属する。

(4) 入札者以外の入札保証金はクレジットカードからの引き落としを行わない。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落とし時期等の関係上、一旦引き落としを行い、翌日以降に返還を行う場合もある。

## 10. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

- (2) 入札参加資格の確認について、虚偽の申請等の不正な行為を行った者のした入札
- (3) 市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、特に指示した事項に違反した者の入札

## 11. 落札者の決定方法

入札期間終了後、市は開札を行い、入札物件ごとに、売却システム上の入札において、有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上で、かつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のYahoo! JAPAN IDを落札者の氏名（名称）とみなす。

## 12. 契約の締結

- (1) 落札者は、令和元年10月18日（金曜日）17時00分までに、市からの案内に従い売買契約を締結しなければならない。
- (2) 契約に要する収入印紙その他の費用は、落札者の負担とする。
- (3) 上記期限までに売買契約を締結しないときは、入札保証金は市に帰属する。

## 13. 売買代金の納入

- (1) 落札者は、売買代金の残額を、令和元年10月25日（金曜日）14時30分までに、市が発行する納付書により納付しなければならない。また、納付後すみやかに領収書の写しを郵送又はファックス送信により提出すること。
- (2) 売買代金の残額の納付に係る費用は、落札者の負担とする。
- (3) 売買代金が納入期限までに支払われない場合は、契約は無効とし、契約保証金は市に帰属する。

## 14. 物件の引き渡し

- (1) 引渡期限 令和元年11月8日（金曜日）17時00分まで
- (2) 引渡場所 夕張市消防本部（はしご車）、南部分団詰所（ポンプ車）
- (3) 売買代金の納付を確認した後、現状のまま売買物件を引き渡す。なお、引き渡しに関する一切の費用は落札者の負担とし、市では発送業務や引き渡し時の手伝い等は一切行わない。
- (4) 売買代金の納付と同時に当該物件の引取りができない場合は、保管依頼書（様式第6号）を提出すること。
- (5) 落札者は、車両の引渡しの際に、売買物件受領書（様式第7号）を提出すること。

## 15. 所有権の移転及び名義変更

- (1) 売買物件の所有権は、落札者が売却代金を完納したときに移転する。
- (2) 売買物件の売買代金完納後の車検、及び所有権移転に要する諸費用及び公租公課等は、落札者の負担とする。
- (3) 落札者に「譲渡証明書」、「登録識別情報通知書」を交付するので、落札者において所有者変更手続きを行うこと。また、手続き完了後、すみやかに所有者変更後の「自動車検査証」又は「登録識別情報通知書」の写しを市に提出すること。
- (4) 落札者は、売買物件の移転登録前に、当該物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

## 16. その他

- (1) 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とする。
- (2) 契約締結後に市の責に帰すことができない事由により滅失及び毀損等が生じた場合、市に対して契約の解除及び売買代金の減額を請求することはできない。
- (3) 市は瑕疵担保責任を負わない。
- (4) 本公告、市ガイドライン及び物件調書等に記載する事項及び下見会にて確認した売却物件と調合しない事柄を発見しても、それを理由として落札の無効、契約の解除及び売買代金の減額を請求することができない。
- (5) 契約書作成の要否については、作成を要する。
- (6) 落札者は、「夕張市消防署」等の文字の除去、サイレン及びサイレンアンプ、標識灯、赤色点滅灯、消防記章を撤去し、それらを撤去したことがわかる写真を提出すること。なお、撤去に要する費用は落札者の負担とする。

## 17. 問合せ先

〒068-0534 北海道夕張市清水沢宮前町 20 番地

夕張市消防本部総務課管理係

電 話 0123-53-4121

ファックス 0123-53-4123

メー ル yfd-kanri@dance.ocn.ne.jp

## 別 表

## 物 件 調 書

物件番号ー 1 消防ポンプ自動車

項 目	形 状 及 び 仕 様 等
自動車登録番号または車両番号	札幌 88 て 7205
初度登録年月	平成 5 年 9 月
自動車の種別	普通
用途	特殊
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	消防車
車名	三菱
乗車定員	10 人
最大積載量	—
車両重量	4160 k g
車両総重量	4710 k g
車台番号	FG337C480025
長さ	560 c m
幅	189 c m
高さ	268 c m
前前軸重	1870 k g
前後軸重	—
後前軸重	—
後後軸重	2290 k g
型式	U-FG337C 改
原動機の型式	4D33
総排気量または定格出力	4. 21 L
燃料の種類	軽油
ミッション	5MT
走行距離	10, 337 k m (平成 31 年 4 月 14 日現在)
その他	一時抹消登録予定 車体全体 (外装及び内容) に経年、使用による劣化 や汚れ、傷等あり タイヤ (冬用・夏用) 有

## 別 表

## 物 件 調 書

物件番号ー 2 はしご付消防ポンプ自動車

項 目	形 状 及 び 仕 様 等
自動車登録番号または車両番号	札幌 830 す 845
初度登録年月	平成 12 年 11 月
自動車の種別	普通
用途	特殊
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	消防車
車名	日野
乗車定員	6 人
最大積載量	—
車両重量	8340 k g
車両総重量	8670 k g
車台番号	GX1JGD10142
長さ	710 c m
幅	223 c m
高さ	328 c m
前前軸重	3090 k g
前後軸重	—
後前軸重	—
後後軸重	5250 k g
型式	KK-GX1JGDA 改
原動機の型式	J08C
総排気量または定格出力	7.96 L
燃料の種類	軽油
ミッション	6MT
走行距離	4,253 k m (平成 31 年 4 月 5 日現在)
その他	一時抹消登録予定 車体全体(外装及び内容)に経年、使用による劣化 や汚れ、傷等あり タイヤ(冬用・夏用)有 <u>※ポンプは積載しておりません</u>